

令和7年度石川県高等学校囲碁連盟規約および、石川県高等学校文化連盟囲碁部規約の改定

令和7年5月18日
石川県高等学校囲碁連盟

石川県高等学校文化連盟規約も条文に合わせることで、および金融機関への団体規約提出を目的として、令和7年度5月18日付で石川県高等学校囲碁連盟規約および、石川県高等学校文化連盟囲碁部規約の改定を行う。

変更箇所の新旧比較表は以下の通りである。

石川県高等学校囲碁連盟規約 改定案（新旧比較表）

旧規定	新規定
第一章 総則 第2条 本連盟は石川県内の高等学校及び県立特殊教育学校高等部の囲碁部、同好会をもって組織する。 第二章 目的 第4条 本連盟は石川県高等学校文化連盟囲碁部石高文連囲碁部と称す）とともに、高等学校における囲碁の健全な発展にあわせ、囲碁を通じての人格形成ならびに相互の親睦をはかることを目的とする。 第四章 役員 第6条 本連盟に次の役員をおく。 理事長 1名（石高文連囲碁部副部長を兼ねる） 第五章 会議 第12条 総会は石川県内の高等学校及び県立特殊教育学校高等部の囲碁部、同好会の代表をもって構成し、役員、予算、決算、その他重要事項を審議する。 第13条 理事会は会長、副会長および理事で構成し、本連盟の運営その他の事項を審議する。召集は会長がする。 第六章 付則 第16条 本規約は総会の議決を得て変更することができる。 第17条 この規約は昭和55年11月1日施行。 昭和59年4月1日改正施行。 平成3年4月1日改正施行。	第一章 総則 第2条 本連盟は石川県内の国公立高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の囲碁部、同好会、その他囲碁を行っている部活動をもって組織する。 第二章 目的 第4条 本連盟は石川県高等学校文化連盟囲碁専門部（石高文連囲碁部と称す）とともに、高等学校における囲碁の健全な発展にあわせ、囲碁を通じての人格形成ならびに相互の親睦をはかることを目的とする。 第四章 役員 第6条 本連盟に次の役員をおく。 理事長 1名（石高文連囲碁部理事長を兼ねる） 第五章 会議 第12条 総会は石川県内の国公立高等学校及び特別支援学校の囲碁部、同好会、、その他囲碁を行っている部活動の代表をもって構成し、役員、予算、決算、その他重要事項を審議する。 第13条 理事会は会長、副会長および理事で構成し、本連盟の運営その他の事項を審議する。召集は会長、又は理事がする。 第七章 付則 第16条 本規約は総会の議決を得て変更することができる。議決は出席者の過半数とする。 第17条 この規約は昭和55年11月1日施行。 昭和59年4月1日改正施行。 平成3年4月1日改正施行。 令和7年5月18日改正施行。

旧名称 石川県高等学校文化連盟囲碁部規約

新名称 石川県高等学校文化連盟囲碁専門部規約 改定案（新旧比較表）

旧規定	新規定
第1条 この会は石川県高等学校文化連盟囲碁部と称する。	第1条 この会は石川県高等学校文化連盟囲碁 専門部 と称する。
第2条 この会は石川県内の高等学校及び県立特殊教育学校の囲碁部、同好会をもって組織する。	第2条 この会は石川県内の 国公立高等学校及び特別支援学校 の囲碁部、同好会、 その他囲碁を行っている部活動 をもって組織する。
第3条 この会の事務局を会長の指定する場所におく。	第3条 この会の事務局を会長の指定する場所におく。 附則1に所在地を明示する。
第5条 この会に次の役員（石川県高等文化連盟規約による）をおく。 部長 1名（石高囲連会長を兼ねる） 副部長 1名（石高囲連理事長を兼ねる）	第5条 この会に次の役員（石川県高等文化連盟規約による）をおく。 部長 1名（石高囲連会長を兼ねる） 理事長 1名（石高囲連理事長を兼ねる）
第9条 この規約は平成3年4月1日から発効し、その変更には顧問会議の承認を得なければならない。	第9条 この規約は 令和7年5月18日 から発効し、その変更には顧問会議の 過半数承認 を得なければならない。 附則変更は理事会の決定による。
（新規）	附則1 令和7年度の事務局を金沢大学附属高等学校（石川県金沢市平和町1-1-15）に設置する。